

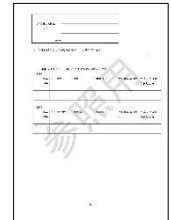
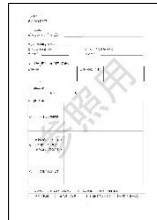
2019年4月1日、製造業や外食など約20業種に示されていた事業分野別指針に「学習塾業」が初めて加わりました。

現状の経営状況や指針に定める「経営力向上に向けた実施事項」について、実施する計画等を申請し、認定されることで、固定資産税の軽減措置や金融支援が受けられます。



申請書は3枚

簡単に申請できます！



経営力向上に向けた実施事項

- ①提供する学習内容に関する事項
プログラミング、EdTech、STEM/STEAM教育等の新しい教育手法に基づくプログラムの開発・導入
- ②設備投資・IT投資に関する事項
EdTechの活用、ICT化、省エネ等に関する投資
- ③学校教育との連携に関する事項
学校教育現場や教育委員会との連携・協力
- ④安全・安心に関する事項
通塾する生徒の安全確保のための諸整備
- ⑤人材に関する事項
魅力的な労働環境の構築、従業員の能力向上及び定着化
- ⑥財務・マネジメントに関する事項
経営状況の可視化・分析、PDCAのルーティン化
- ⑦知的財産に関する事項
自社サービスに独自性がある場合は、特許等の知的財産権の取得及び活用を図る
- ⑧経営資源の組み合わせ
サービス品質向上のため、手元の経営資源と他の事業者からの経営資源を有効に組み合わせる

上記から

小規模事業者※1	中小企業者※2	中堅企業※3
1 項目	2 項目	3 項目

※1 従業員5名以下 ※2 資本金5,000万円以下または従業員5名超100名以下 ※3 小中に該当しない中小事業者

メリット

税制支援

金融支援

事業者の定義 メリット	①小規模事業者	②中小企業者	③中小事業者等※	④中堅企業 (②に該当する場合を除く)
	従業員5人以下	資本金5,000万円以下 または 従業員100人以下	・資本金または出資の総額が1億円以下 ・資本または出資を有しない者は、従業員数1,000人以下	資本金10億円以下 または 従業員数2,000人以下 の会社及び個人
経営力向上計画の認定	○	○	○	○
固定資産税の軽減措置	○ (③に該当する場合のみ)	○ (③に該当する場合のみ)	○	○ (③に該当する場合のみ)
中小企業基盤整備機構による債務保証	×	×	○ (②に該当する場合を除く)	○
中小企業信用保険法の特例 中小企業投資育成株式会社法の特例 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット	○	○	○ (②に該当する場合のみ)	×

※ ③は、以下に該当する場合を除く
 ・同一の大規模法人（資本金1億円を超える法人）に発行済株式または出資の総額または総額1/2以上を所有されている法人
 ・複数の大規模法人に発行済株式または出資の総額または総額の2/3を所有されている法人
 （大規模法人とは、資本金1億円を超える法人または資本金の額が5億円以上である法人等一定の法人との間に当該大規模法人による完全支配関係がある普通法人）